

○山口県警察の当直に関する訓令

平成 1 6 年 8 月 1 8 日

本 部 訓 令 第 3 4 号

(概 要)

本訓令は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 2 8 年山口県条例第 1 1 号）第 8 条に定めるもののほか、職員の当直勤務時間その他必要な事項について定めたものである。

本訓令の主な内容は、

○当直の種別及び勤務時間

○当直責任者の責務

○秘密の保持

○当直勤務場所

○庁舎の保全管理等

○服装及び拳銃の携帯

○巡視

等である。